

H & H Lawyers 主催 豪州労働法 セミナーのご案内

2026年7月30日（木）

午後5:00～6:00（受付開始：午後4:45）

[Click to RSVP](#)

Please RSVP by 2026 July 22

※セミナー終了後、ネットワーキングの時間を
設け、軽食とお飲み物をご用意しております。

このたび、H & H Lawyersでは、クライアントの皆様を対象としたオーストラリア労働法セミナーを開催いたします。ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

この12か月間で、オーストラリアの労働法は、この数十年で最も大規模かつ集中的な法改正を迎えました。

本セミナーでは、企業の取締役や人事担当者の皆様を対象に、2026年現在企業が直面している法的リスクや、2027年に向けて対応が求められる重要な法改正について、実務に即した最新の視点から分かりやすく解説いたします。

Venue

H & H Lawyers シドニーオフィス ボードルーム
Level 5, 32 Martin Place, Sydney NSW 2000

当事務所の上田弁護士が、近年特に多くご相談をいただいている以下のテーマを中心にお話しいたします。

- 在宅勤務・柔軟な働き方（Flexible Work Arrangement）
- 心理社会的ハザード（Psychosocial Hazards）に関する新たな法規制
- いじめ・ハラスメントに関するクレームへの適切な対応
- Payday Super制度の導入
- 競業禁止義務（Non-compete Clause）の禁止に向けた法改正案
- Wage Theftの刑事罰化

Speakers

ゲストスピーカーとして、賢誠法律事務所（京都）の高橋健弁護士をお迎えし、これらのテーマについて、日本ではどのような法的取扱いがなされているのか、オーストラリアとの比較を交えながらご講演いただきます。



Daisuke Ueda
Senior Associate | H & H Lawyers



Ken Takahashi
Partner | Kensei Law Offices

皆様のご参加を心よりお待ちしております。また、セミナー終了後の懇談の場においても、皆様と意見交換をさせていただけることを楽しみにしております。